

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	運輸事業者物価高騰対策支援事業【臨時】	①燃料価格の高騰の影響を受けている運輸事業者を対象に、給付金を交付することで、貨物輸送の安全及び安定した運行の実施を支援する。 ②負担金、補助金及び交付金 ③給付金（貨物自動車運送事業者が本社若しくは営業所が町内である） ・事業用(営業用)として保有する車両を対象に1台あたり21,000円 （※申請日時点にて使用の本拠が位置が町内であること） 1,381台×21千円＝29,001千円 計 29,001千円 ④運輸事業者等 ※令和6年度からの継続事業	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費保護者負担軽減事業【臨時】	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対し、学校給食費の値上げによる経済的負担増を防ぐため、物価高騰相当分を学校給食の賄材料費に充当することで負担の軽減を図る。 ②賄材料代 ③物価高騰相当分として、消費者物価指数の前年4月比上昇分6.7%を充当する。 学校給食費 小学生273円、中学生314円 物価高騰相当分(学校給食費の6.7%) 小学生18円、中学生21円 年間食数(児童生徒数／年間給食回数) 小学生分18円×231,363食＝4,164,534円、 中学生分21円×117,980食＝2,477,580円 合計 6,642,114円≒6,643千円 ④児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等物価高騰対応重点支援事業(私立分)【臨時】	①町内の保育所や認定こども園、小規模保育事業所における賄材料費高騰に対する支援 ②補助金 ③物価高騰分として、消費者物価指数の前年4月比上昇分6.7%を支援金として補助する。 物価高騰相当分(1人当たり月額副食費の6.7%) 補助単価3,900円 民間保育所等3,900円×園児数850人＝3,315千円 ④保育所や認定こども園、小規模保育事業所の児童福祉施設	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等物価高騰対応重点支援事業(公立分)【臨時】	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対し、副食費の値上げによる経済的負担増を防ぐため、物価高騰相当分を町立保育所の賄材料費に充当することで負担の軽減を図る。 ②賄材料代 ③物価高騰分として、消費者物価指数の前年4月比上昇分6.7%を充当する。 物価高騰相当分(1人当たり月額副食費の6.7%) 補助単価3,900円 公立保育所3,900円×園児数95人＝370,500円≒371千円 ④公立保育所	R7.4	R8.3